

平成18年3月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時10分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢(12:45より欠席)
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	坪野	高志
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	中田	政光
住民課	長	細川	幸男
子育て支援課	長	宮本	俊一
健康福祉課	長	笹川	門治

生活安全課長	藤澤	仁
商工観光課長	山崎	脩平
農林水産課長	山本	政直
建設課長	田中	正嗣
上下水道課長	横川	外治
富来病院事務長	古川	吉亮
会計課長	北	信雄
教育長	青山	源隆
学校教育課長	岡島	正登
生涯学習課長	金谷	昭一

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木	利夫
書記	出崎	茂男
書記	池端	久幸

(議事日程)

日程第1 町長提出 議案第77号

(質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第2 町長提出 議案第90号

(提案理由説明)

日程第3 町長提出 報告第1号ないし第3号及び議案第1号ないし第76号、
議案第78号ないし第90号並びに町政一般

(質疑、質問)

日程第4 予算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出 議案第79号
ないし第89号

(委員会付託)

日程第5 町長提出 報告第1号ないし第3号及び議案第1号ないし第76号、
議案第78号、議案第90号並びに請願第1号

(委員会付託)

(開 議)

小田 芳治議長 ただ今の出席議員は30名であります。
定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1．町長提出 議案第77号

(質疑、委員会付託、討論、採決)

小田 芳治議長 日程に入り、これより町長から3月3日に提出のあった議案のうち、
第77号に対する、質疑を許します。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会
付託を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。
よって、委員会付託は省略することに決しました。
これより、本案に対する討論に入ります。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。
これより採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第2．町長提出 議案第90号

(提案理由説明)

小田 芳治議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第90号に対する、提案理

由の説明を求めます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

去る3月3日に提出されました案件に追加して、本日御提案することをお認めいただきました議案1件につきまして御説明申し上げます。

議案第90号 財産の取得については、本年6月に完成予定の志賀町サービスセンターへの送迎のため、車いすリフト付き車輛2台を購入するもので、有限会社 高浜自動車整備工場 代表取締役 大黒福司と764万979円で物品購入契約を締結するものであります。

議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

小田 芳治議長 説明を終わります。

日程第3 . 町長提出 報告第1号ないし第3号及び議案第1号ないし第76号、

議案第78号ないし第90号並びに町政一般

(質疑、質問)

小田 芳治議長 続いて、町長から提出のありました、報告第1号ないし第3号及び議案第1号ないし第76号、議案第78号ないし第90号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

8番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

皆様おはようございます。沢山の傍聴を賜りまして有難うございます。先の通告に従いまして、指定管理者制度に関して、ご質問いたします。質問の順序が、通告書と比べて相前後いたしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。「官から民へ」という国の大きな方針のもと、平成15年6月の地方自治法改正により、指定管理者制度がスタートいたしました。公の施設の運営管理に関して、従来の管理委託制度は委託先が公共団体や自治体が出資している法人に限られていましたが、指定管理者制度では民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

これまでの管理委託制度は、公共性の確保に重点を置いた制度であり、一方、指定管理者制度は、コスト削減に重点を置いた制度であると、言い

換えることができるのではないかと認識しております。

今般提案されております平成18年度当初予算のうち、既に指定管理者制度を導入している13の施設に、今回議案にかかっております24の施設を加えました、計37施設の施設管理運営経費は2億1,200万円を超えるものであります。そのほかにも町が直接運営管理している施設が約140あり、そのそれぞれに大なり小なり、管理運営費がかかっていることを考えると、当町にとって、このコスト削減は、切実なる課題であると言うことは言うまでもありません。

とはいいいながら、たとえば、プールであれば、町民の皆さんの健康が保たれて、ひいては、健康保険等の会計を圧縮できるとか、子供たちが、心身ともに健やかに成長できるとか、観光施設であれば、当町の発展に繋がるとか、大きな目的がそこにはあり、それはお金で測ることのできない素晴らしい効果があり得るはずであります。

それが、経費削減により、「安かろう悪かろう」という状態になってしまっただけでは、元も子もありません。

あくまで、この指定管理者制度という制度を有効に活用し、行財政の健全化を図りながら、同時に、それぞれの施設におけるさらなるサービスの向上、住民福祉の向上に努めていただきたいとのその思いから、今回はご質問したいと思います。

一点目は、すでに締結している13の施設の協定の内容についてご確認いたします。13の施設のうち、17年度の当初予算に比べて、18年度の運営管理経費を増額している施設が13施設のうち6施設であります。指定管理者制度を導入する最大の目的、且つメリットの一つは、経費の削減であります。ところが、単年度ごとに、その経費が増えていくのであれば、何のために指定管理者制度が存在しているのか、理解ができないということになってしまいます。

例えば、アクアパーク シ・オンは、17年度当初予算での運営管理費が6,000万円、それが18年度当初予算では、7,500万円に、道の駅旬菜館は17年度当初予算600万円が、18年度当初では700万円、渤海を含む5つの観光施設が17年当初予算で2,798万円、それが18年当初では3,345万円と、それぞれ増額になっております。

個別の原因理由については、明日以降の予算特別委員会の審議に譲ることといたしますが、指定管理者に対する運営管理費の算定の基準が個別にはわからない形をとっているため、指定管理者制度の本来の目的の一つである経費削減の効果が非常にわかりにくい、不明快な状況を招いております。

す。極端な言い回しをすれば、収益事業を伴う施設の運営管理に関して、利用料金収入は指定管理者の収入であり、儲ければ、指定管理者のものとなり、反対に、儲けが足りなくなれば、次年度以降、運営管理費を増額するというような、指定管理者のための制度、というようなものになっていやすいかと、懸念されるような不明快さであるということでもあります。

そこで、ご質問いたしますが、基本的な考え方として、毎年度このように経費が増えていく可能性があるのでしょうか、町長お答えください。

また、運営の収支見込の算定と運営管理費の設定は厳密に行われねばなりません、どのような形をとっているのでしょうか、お答えください。

もう一点、協定の形態について、ご質問いたします。

アクアパーク シ・オン、並びに道の駅旬菜館の2つの施設については、それぞれ、シオンマネジメント(株)、JA志賀に実質的には運営管理のほとんどの面を委託している形をとっているようであります。実質的には、2重契約と言うような状況ではないでしょうか。介在する組織の数が増えれば、それだけ運営面でも、会計面でも不透明性が増すと考えますが、町長はこのことについて、どのようにお考えでしょうか、直接指定しなおすべきではないでしょうか、お答えください。

次に、指定管理者制度の問題点について、ご質問したいと思います。

指定管理者には、毎年度、町に対して事業報告書の提出が義務付けられていますが、議会への報告義務はありません。また、住民監査請求を含めた、住民のチェックと改善の手続きも法的に保障されていません。

指定管理者制度は、業務委託制度に比べ外部からのチェックが甘くなるおそれがあるということは、この制度の問題点として広く認知されているところであります。

これまで、旧志賀町では公共施設等管理公社、旧富来町では観光産業振興公社が、それぞれ、毎年1回、決算書を議会に提出しておりますが、しかしながら、その内容についての審議はありません。

特に、収益事業を行っている施設については、それぞれ客観的な立場からのチェックを受け、透明性を確保しながら、さらなる効果的効率的な運営をめざしていただきたいと考えるものであります。

各施設の運営状況がはっきりとわかる形の事業報告を、各所管の常任委員会にでも提出していただき、説明・審議を行うべきであると考えますが可能でしょうか。町長にお伺いいたします。

次に、各施設間の業務の連携についてお伺いいたします。

町有の公の施設として、温泉、道の駅、プール等が、合併により町内に

複数ずつ存在する状態であります。

それぞれの施設は、独立して指定管理者制度を導入している、若しくは町が直接運営しているという形をとっており、それぞれの施設の運営に関して、連携をとっているということは少ないようであります。確かに、それぞれの施設は、例えば温浴施設、例えば、プールは収益事業を行う施設として考えたときには、それぞれ競合相手であると、ライバルであると言えますが、あくまで、それらは、町の施設であり、またそれを町100%出資の公社が管理運営しているという状況であります。

例えば、昨年末、アクアパーク シ・オンでは、年末年始の営業時間を知らせる新聞折込み広告を出し、その内容は、温泉を年越しで営業するという内容のものだったと記憶しております。そのチラシを見たとき、渤海の営業はどうなっているのかなと思いましたが、更に渤海も年越しで温泉に入られるならいいなと思いましたが、これは正直な感想であります。

温泉でも、道の駅のイベントでも、プールでも、折込み広告を出すときには、それぞれの施設が連携しながら、双方の情報を載せる等、可能ではないでしょうか。

また、プールについては、シ・オンは観光施設、一方フレアは社会教育施設であり、シ・オンは指定管理者制度導入済み、一方は、町の直接運営という形態になっております。その運営形態、所管課の違い、レジャー向けのプールと社会教育施設としてのプールということで違いこそありますが、連携の可能性は十分にありえると考えます。

シ・オンでは、今年度途中から子供向けの水泳教室を開始しております。一方、フレアでは、子供たちにむけた水泳教室が活発な活動を行っており、またシニア・マスター向けの教室も整っております。

そういった状況下、お年寄りの方の健康増進、中高年の皆さんの生活習慣病予防を目指したダイエットのメニューを増やすということをもっとすすめていただきたいと考えますが、そうした中でフレアの持っているノウハウをシ・オンにも取り入れるなど可能ではないでしょうか。

また、シルバーハウス、やすらぎ荘、とき温泉センター、とき地域福祉センターの連携であるとか、数多い観光施設の連携など連携することによって、現在あるサービスをより充実させることができるのではないのでしょうか。ひいては、町民の皆さんにより満足していただきながら利用度を高めることができるのではないのでしょうか。

町長のお考えをお聞かせください。

最後にもう一点おうかがいいたします。

今ほど、お伺いしたように、連携の強化を図るという観点からも、町の中に2つの公社が存在するという事は、プラスの効果はありえないように思います。確かに、財団法人と株式会社という違いはあっても、町の施設を管理運営するという点や、町が100%出資であるという点については、大きな違いはないと言えるのではないのでしょうか。

町が合併したこと、また、町内各種団体がそれぞれの違いを越えて合併を達成したことを思えば、当然、公社の合併もその流れに逆らうべきではないと考えるものであります。

指定管理事業と受託管理事業に部門別に分ける、若しくは、収益事業部門と、管理事業部門と分けるなど、合併した後の公社の形も、十分想定できるものであります。公共施設等管理公社並びに観光産業振興公社は、早速、合併すべきではないのでしょうか。町長のお考えをできる限り具体的にお伺いしたいと思います。

以上、4点に分けてご質問を致しました、ご答弁によりましては、再質問をお願いしたいと思います。以上よろしくお願ひいたします。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 8番 寺岡議員さんのご質問にお答えを致します。

寺岡議員さんには、指定管理者制度に関連して、非常に沢山のご質問を頂戴いたしました、私の方で少し区分けをしていただいて、一つ一つお答えをしていきたいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

まず、1点目はこの制度導入済みの施設について運転、所謂、運営管理費の増額などがあるが協定の形態は適切か、再確認すべきではないのか。といったようなご質問であったと思います。3月3日の議会全員協議会におきまして、皆様にご説明申し上げましたが、指定管理者の指定済施設は、13施設あります。

指定管理者制度を導入している主な観光施設は、「アクアパーク シ・オン」、「花のミュージアム フローリィ」、「シーサイドヴィラ渤海」などがあります。

まず、「アクアパーク シ・オン」ですが、平成16年4月にオープンしまして、志賀町公共施設等管理公社の指定管理のもとで、本年で3年目となります。ご指摘の平成17年度より委託料が増加した要因につきましては施設管理業務費の増額でありまして、シオンマネジメント(株)の運営委

託費は3年間固定で昨年度と同額であるわけであります。

また、協定における毎年の施設管理費用は志賀町公共施設等管理公社と協議しまして、管理費用を条項で追加しております。

なお、アクアパーク シ・オンと旬菜館の運営についてであります。指定管理者であります志賀町公共施設等管理公社から運営面について、それぞれシオンマネジメント、JA志賀に委託をしておるわけでありまして、これは、施設の管理面は管理公社が重点的に実施をし、運営についてはそれぞれ専門的な観点から実施するために両者に再委託しているものでありまして、来館者に喜んでもらえる施設運営に寄与しているものと、このようにも考えております。

次に「花のミュージアム フローリィ」ですが平成16年4月オープン以来、一定の委託料となっており変わっておりません。

次に「シーサイドヴィラ渤海」でございますが、平成13年7月にオープンしまして、旧富来町の特別会計による運営管理を3年、平成16年4月より(株)富来観光産業振興公社が管理運営をおこなっております。

委託料につきましては、入湯税相当分を積算根拠としておるわけであります。

いずれに致しましても、これらの施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度のもと、共通の指定管理者標準協定、年度協定、仕様書より町及び指定管理者の役割について明確にした契約を締結する予定に考えております。

続きまして、指定管理者である公共施設管理公社と観光産業振興公社は合併すべきでないか。といったご質問であります。公共施設等管理公社は、志賀町等が設置する公共施設等を経済的かつ適切良好に維持管理運営を行うことを目的として、設立された財団法人であります。

平成17年度の業務の主なものは、旧志賀町公共施設で21施設の窓口業務、芝生管理、樹木剪定、便所清掃業務、こういったものを受託管理しまして、道の駅「ころ柿の里しか」の温浴施設でありますアクアパーク シ・オンや農産物直売所「旬菜館」、中核工業団地コミュニティ施設、志賀の郷運動公園を指定管理の指定を受けて、施設管理業務を行っている

ころであります。

一方、(株)富来観光産業振興公社は、昭和60年に観光を町の一大産業と位置付けまして、官民一体の振興を図るべく設立された法人であります。

リゾートエリア増穂浦、富来サイクリングターミナル、シーサイドヴィラ渤海、道の駅海街道などの施設を最大限活用して、そして滞在型観光の促進や交流人口の増大に寄与してきたところでもあります。

それぞれの設立の目的や背景、組織の違いなどがありますが、寺岡議員さんのおっしゃる通り、町の中に2つの公社があるのは、確かに不自然であります。「指定管理者制度」の本格導入を契機と致しまして、両法人の現状をよく踏まえ、前向きに合併を検討していきたいと考えております。

続きまして、指定管理している各施設のうち、大きな公共の各施設の単年度事業報告を議会に対しても行ってはどうかといったご質問であります。各施設における事業報告につきましては、志賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づきまして、町への報告書の提出については義務付けておるわけでありまして、又、町は地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、補助等出していることについては、毎年議会へ経営状況を報告致しております。

それから、道の駅、温泉、プールなど、同一目的、類似施設等の連携をひとつ強化したらどうか。こういった点についてであります。この道の駅旬菜館、道の駅とぎ海街道、または渤海温泉、そしてアクアパーク シ・シオンについては、指定管理者のもつ能力を最大限に活用する運営を目指しており、その連携については、町の施設ではありまけれど、指定管理者が異なること料金形態の違い等もありますが、先程お話しもうしましてように、これらの連携については、イベントや個々の企画において、町と指定管理者間で今後検討していきたいとこのように思っております。

更に、海洋センター「フレア」と「アクアパーク シ・オンでございますが、「フレア」については、B & G事業により整備された経緯がありまして、施設は25m、ご承知のとおり6コースの競泳を主とするスポーツ施設で、主に健康、体力の増進をはじめ青少年の健全育成に資する町の体育施設と位置付けております。

一方、「アクアパーク シオ・ン」におきましては、町のレクリエーション施策の一環として整備された温浴施設を主とするものでありまして、中でもこの「アクアパークシ・オン」のプールにつきましては、25m、3コースと健康増進が目的の流水プールであります。

従って、両者は、プールであることには違いはありませんが、それぞれの設置目的及び利用状況に鑑み、前者を体育施設、後者をレジャー施設として位置付けいたしまして、「フレア」については水泳教室を中心に行うこととし、また、「アクアパーク シ・オン」は、町民の健康増進の有効活用策として一部水泳教室もございますが、今後双方で相乗効果の見込める企画を検討したいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

小田 芳治議長 8番 寺岡 真貴子 君

寺岡 真貴子議員 はい。

今ほど個別の質問に関して、それぞれご答弁いただきました。

その中で幾つか、もう一度ご質問致したいところがありますので、宜しくお願ひ致します。

シ・オンと旬菜館の二重契約に関しましては、早急に結論を出すべき事柄でもないかもしれませんが、ご答弁いただいたとおり、それぞれの施設は専門的知識有する組織に委託をしている状況であるということですが、その大きな部分での役割は、それぞれシオンマネジメント(株)並びにJA志賀が担っているということを考えれば、何れは、やはり直接の指定管理に移行すべきであるという思いがありますので、その点もう一度お願ひしておきたいと思ひます。

また、それぞれの管理運営費の増額については、それぞれ事細かに理由をご説明いただきました、特にそれぞれについては、固定の運営管理費を設けるなど仕様書によって事細かに算出しておるといふような、ご説明であったかと思ひます。

それについても、できるだけその仕様書の内容とか、その固定している運営経費の算出の方法など明確にすることによって、それぞれの施設の運営状況の透明性を確保し、また、併せて決算などの報告を上げて欲しいと

のお願いを申し上げましたが、それぞれの施設毎の決算内容も、施設毎に明確していただくことによって、各施設の透明性を確保し、そして更なる施設のサービス向上を効果的・効率的な運用に努めていただきたいと再度これをお願いしたいというふうに思います。

また、施設間の連携も可能性について、ご答弁いただきました、この連携に致しましても、やはり公社間の合併が実現すればよりこの連携というものが用意になるのではないかとというふうに思います。

公社の合併に関しては、前向きなご答弁をいただきましたが、是非とも期限を切って、前向きに取り組んでいただきたいと再度お願いを申し上げたいと思います。もし今ほど申し上げましたご提案に関して、再度ご答弁があるようでしたら宜しくお願いを致しまして、私の再質問を終わりたいと思います。

小田 芳治議長 細川 義雄町長。

細川 義雄町長 はい。

再質問にお答えしたいと思います。

この公社間の合併につきましては、できるだけ期限を切ってというご質問ございました、おっしゃることも分かりますが、なに分、今、志賀富来2町が合併して、半年が経過しましたけれど、実質的には今年は正に18年度は初年度のような気持ちでありますので、初年度に入りますと同時にこういった問題についても、前向きに積極的に取り組みたいと思っております。

更に同じく、この連携についても、含めて対応していきたいと思います。

尚また、先程もご答弁申し上げましたように、それぞれの経営状況報告につきましては、決算時期終了後に議会へ提出させていただきますので、宜しくお願いします。

小田 芳治議長 9番 富沢 軒康 君。

富沢 軒康議員 はい。

皆様おはようございます。

合併をして早いもので、早、半年が過ぎたわけであります。この間、町長の町制に対する基本姿勢である二つの町の融和、そして協調、気配り目

配りまた、町職員の色々な努力により他の合併市町村よりも、大変スムーズな形で行政サービス並びに町政が運営されているというふうに感じております。

しかしながらこの場を借りてあえて一言、言わせていただくなれば、本所、支所という立場上いろいろな会議、並びに委員会などは本所である、志賀町役場並びに、その周辺で行うのはごくごく自然で当然であまりまゑのことではありますが、しかしながら、今まで合併後の文化的行事並びに学校関係の講演会、そしてまた、生涯学習に関する行事が、何度となく行われてきたわけであります。それらのほとんどが、志賀町文化センターでの行事日程であります。やはり融和と協調、そしてまた、町民感情というものを考えるならば、そういった文化的行事ならびに講演会などの行事に関しては、できるだけ交代で行ってほしいと望む次第であります。

交代で行うことでより今まで以上に、やはり融和と親睦が図られると思っておりますので、どうかこの点を理解され今後は交替でなるべくしてほしいと言うことをお願いいたします。

それでは、本題に移らさせていただきます。

本日の通告に従いまして、3点の提案と質問をさせていただきます。

まず一点目であります。

三位一体改革における、本年度予算案にかかわる影響と、町長のこの改革に対する考え方をお尋ねいたします。

この三位一体改革といえますのは、国からの国庫支出金を減らす、また、地方交付税を見直す、税源を地方に移譲し国と地方の財政再建と地方分権を実現しようというものであります。しかしながら、いまだに地方への税源の移譲というものが、はっきり見えずに不十分なまま、国庫支出金や地方交付税が、かなり削減されているのが現状であり、当初予算案を見ましても、合併後の初予算編成ということもあり、教育施設の整備として旧志賀地域での総合中学校建設、また、富来中学校のコンピューター更新事業、加茂小学校、富来小学校のアスベスト除去工事などなど、福祉施設の整備としての、老人デイサービス建設事業、高齢者のために地域包括支援センターの設置など、また地域環境向上のための施設整備として道路網の整備、

公共下水道整備、そして合併特例債を投入してのCATV事業など、長年の懸案である投資的事業が、目白押しということもあり、緊縮型予算案を余儀なくされ、それらの財源確保のために、やむ負えなく町債の発行や、財政調整基金の取り崩しなどで、予算案を立てたというふうに理解をしております。

そこで質問をいたします。

予算案の中で、農業委員会活動事業や、松くい虫奨励防除事業、樹幹注入事業など、といった事業への補助金カットが、まさに三位一体改革の名のもとで削減がされているわけですが、これらを含めまして、予算案に対しまして、この三位一体改革は、どの程度、またどのような影響を及ぼしているのか。今後、三位一体の第二期改革ということもあり、どのようになっていくのかを質問いたします。

次に2点であります。

グリーンツーリズムを通しての町づくりであります、以前にも私はこのグリーンツーリズムについて、旧富来町の時に質問をした経緯がありますが、町また執行部が新たになったということで、グリーンツーリズムを通しての町づくりと観光を通しての町づくりが私の持論でありますので、あえて質問をさせていただきます。

日本の人口は今年度をピークとして今後は減少の一途をたどっていきます。新志賀町の人口推計は、合併当初25,000人強の人口であり、コーホート要因法という算出方法によりますと、本町での人口推移は平成22年には約22,000人に27年には21,000人、約20年後には、17,000人強という人口となり、約二人に一人弱が65歳以上のお年寄りということだそうであります。

この人口が極端に減少する中、自治体としての機能を保っていくためには、ある程度の人口規模の確保が絶対条件であり、今後ますますの少子高齢化の進行による、税収などの歳入の減少や介護、医療費などの歳出の膨大な増加が当然ながら予想されるわけであります。

このようなことを考えた時に、やはり地域間競争に勝ち抜くためには、しっかり将来を見据えた施策を考える必要があり、本町といたしまして原

子力発電所の固定資産税やその他補助金などを利用した地域振興策、並びに中核工業団地を中心とした企業誘致を通しての働く場所の確保、人口流出の防止、若者の定住化の推進、この二点に私はもう一点追加をすべきであると思っております。

町長も言っておられる観光資源を生かしたまちづくりであります。この三本柱をそこから色分け枝分かれをした志賀町総合計画の作成を望むものであります。

そこで質問をいたします。新町「まちづくり計画」を指針とした、今後10年間の志賀町総合計画はいつ出来上がるのか。また策定をするメンバー構成は、どのような人達なのかを質問いたします。

経済産業省の電源地域振興指導事業として、現在行っている「志賀町観光まちづくりプログラム」とは、どのような事業で何を目的とするものなのかを質問いたします、また早稲田大学生による「町歩き調査」との兼ね合いについてもお願いを致し、本町の目指す観光立町とはいかなる町なのかを質問いたします。

我ふるさと志賀町は、大変美しい風光明媚な海岸線と、豊かな緑に包まれ、独自の歴史文化産業を有する素晴らしい町であると自負をしております。しかし、近年における経済状況の悪化や、少子高齢化の進展などから、第一次産業、農林漁業の次世代への移行の難しさなどから、今、正に若者たちが魅力を感じ、老人たちが生きがいを持って生活できる町が求められると思っております。

その一方で、都会ではモノの豊かさから、心の豊かさを求め、農村漁村に対する関心が非常に高まってきております。海の幸や山の幸といった自然の恵みである貴重な資源、そして素晴らしい環境を都会の多くの人たちが求め、農村漁村に滞在し、自然や文化などに触れ合いながら、心の安らぎと新鮮で安全安心な食べ物、そして地域の人たちと触れ合いを持ちながら新たな出会いや交流が始まり、そして町全体が活気づきにぎわいを創出するものであります。

グリーンツーリズムはこういった恵まれた立地条件と地域の豊富な資源を有効に活用するものであり、観光と農林漁業体験を一体化したものであ

り、次世代を担う子供そして家族、定年後の第二の人生を歩む人々、修学旅行生などを対象に都市と地元住民との交流の場を積極的に作り、そしてまた、福祉政策の一環として地元の高齢者の活躍する場や雇用の場をすることも可能であり、さまざまな体験交流を通して子供たちへ生活の知恵を伝承していくものであるというふうなものであります。

そう考えますと志賀の郷リゾートや増穂浦、どれをとってもすばらしい条件が整っていると思っております。本町におきましても、実験農場でリンゴ、ジャガイモ、葡萄のオーナーを募り、都市住民との交流で年間5,000人もの方が実験農場を訪れていると聞いております。しかし、これはあくまでも一過性通過形グリーンツーリズムであり、私の目指すグリーンツーリズムは、週末滞在型或いは永久滞在型のグリーンツーリズムであり本町を訪れる人達には、第二の故郷として志賀町を感じ味わってもらい、また、私達は故郷である志賀町のグリーンツーリズムを通して再確認をするといったものであります。

私は志賀町の将来を考えるなら、このグリーンツーリズムによる誘客作戦は企業誘致と同等の趣があるものと確信をしておりますので、是非とも交流人口、並びに定住人口の増加につなげるべきでありますし、そのためには、農林水産課の中に、家族並びに修学旅行誘致課というものを設置して、子供人口の減少による空き校舎等の再利用、また跡地利用並びに、空き家対策等を考えて欲しいという風に思っております。

そこで質問いたします。

志賀町の目指すグリーンツーリズムとは如何なものか。また、志賀町型グリーンツーリズムとはを質問いたします。

3点目の最後の質問です。

都市計画道路地頭町線の今後の町としての対応、並びに考え方について、お尋ねいたします。

平成3年に、富来町最初の都市計画道路として、第一期工事地頭町線の整備が着手されました。

商業地域の活性化を図るということで、第一期区間松田酒店から旧能登信用金庫までの349mが平成14年3月に完成をし、おかげさまで道路

は広くなり歩道の拡幅並びに街路灯の整備により交通が円滑化され歩行者の安全・安心が確保されました。しかし、町並みが一新されたとはいえ、これらはいくまで中心部だけの整備であり、国道249号線にアクセスする道路、旧能登信から荒木トンネル交差点までの420mは、工事の着手がいまだに不透明なままであります。

この主要地方道、富来中島線は、能登有料道路横田インターへの接続道路でもありますし、能登空港や奥能登内浦線或いは能越道とのアクセス道路ということで、非常に重要で大切な路線であるという認識を持っております。

この未完成道路といいますのは、町長も知っての通り、道幅が非常に狭く、車が来た場合は、側溝の中で立ち止まって車が通り去るのを待つ状況でありますし、また、車の往来も自由にままならない状態であります。

また、病院二つ、銀行、バスターミナルといった公共施設も多く、そのようなことから全線の整備が急務であるということを感じております。

この事業といいますのは、県の代行事業であり、第一期工事の街路事業は、ただ単に、道路拡幅のみの工事が主流であったわけですが、しかしながら現在の都市計画道路といいますのは、ご存じのように町並みづくりと一体化した形で、計画を進めていかなければならないということで、平成14年度から県と町から補助をいただき、旧市街地のまちづくり策と地頭町線の活性化を図る検討ということで、地元区をはじめ事業対象地域の沿道住民、行政関係者で「富来まちづくり塾」という勉強会を立ち上げ、羽咋土木事務所並びに富来町建設課が窓口となり、現場周辺の問題点や課題をピックアップしながら月一回のペースで話し合いを持ち、その間、地権者との色々意見交換をしながら現在に至っているわけであります。

そのようなことを踏まえたうえで、町当局の現在の取り組みと今後の整備計画について質問をいたします。

以上をもちまして終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

9番 富沢議員さんのご質問にお答えします。

まず、最初に志賀・富来の合併後の文化事業や講演会については、施設
の状況、そしてまた、住民感情等踏まえて、交互にやって欲しいというご
要望については、合併後もできるだけ、そういう方向で進めておりますの
で、ご理解をいただきたいと思います。さて、まず、第1点目は三位一体
改革による予算編成についてのご質問であります。

「三位一体の改革」につきましては、富沢議員もご指摘のように、地方
の実績に応じた事業が自主的に行えるように、地方歳出への国の関与を
廃止、削減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権の観点
から、国庫補助負担金の改革、税源移譲そしてまた、地方交付税の改革、
この3つを一体的に進めていくというものであります。

この改革による志賀町への影響につきましては、国庫補助負担金の改革
では「保育所措置費負担金」、「松くい虫奨励防除事業費補助金」及び「児
童手当国庫負担金」の削減など24事業が対象となりまして、廃止、削減
された額と、所得譲与税による税源移譲額との比較では、約9千万円の減
額ということになります。

また普通交付税でも減額が大きく、基準財政需要額の比較で、約3億
3千万の減収と試算をしていますので、三位一体の改革では、合わせて
4億2千万円の財源を失うことになり、予算編成では大変な影響を受ける
ことになりました。

このように、非常に厳しい財政状況ではありましたが、平成18年度は、
合併後の実質的な初年度でありますので、CATV整備事業などの町づく
り事業に着手していかなければならない。そのために、町債の借入や使用
可能な基金の全てを活用致しまして、さらには、漁業振興基金から3億
5千万円の繰替運用も行うなどして、町民の福祉の向上を最優先に、積極
的な予算編成を行ったものでありますのでご理解を賜りたいとこのように
思います。

三位一体改革の第2期改革につきましては、まだ、未定であります
が地方は国に対して、第1期、第2期分を合わせまして9兆円の補助金合理
化案を提案しております。

しかしながら、第1期の改革に見られますように、国はなかなか補助金

を地方には渡そうとはしておりません。また、第2期の改革は小泉政権後の平成19～21年度の3カ年計画でありまして、後任の政権がどのように取り組むかによって、地方への影響が決まるものであります。国は2010年代初頭での財政のプライマリーバランス、所謂、収支のバランスの黒字化を目指しておりますので、地方財政の支援策を大幅に縮小することを前提に方策を立ててくるものと想定しております。

地方財政は、これ以上地方交付税等の削減をされますと、大変なことになると考えておりますので、全国知事会を始めとした地方6団体が全力を挙げて国と対決をしなければならないと思いますし、私も石川県町長会の会長として全力を傾注したいと考えておりますので宜しくお願いをしたいと思っております。

続きまして、町が目指すグリーンツーリズム等と観光立地町についてのご質問であります。

まず、新町「まちづくり計画」を指針とした、町総合計画はいつ出来上がるのか。また、同計画を策定するメンバー構成はどのような人たちかの質問であります。

新町の総合計画の策定につきましては、合併時に暫定の新町「まちづくり計画」を踏襲した内容で、今年度に基本構想素案を策定しまして、平成18年度に基本構想及び基本計画を策定して、本年12月議会に上程のうえ、議決いただくスケジュールで策定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

策定体制といたしまして、町議会議員・公共的団体の代表者・学識経験者・一般住民の19名からなる総合計画審議会を設置いたしております。この審議会においては、総合計画の策定に関しまして、町長の諮問に応じ調査審議を行い、基本構想案及び基本計画案を答申いただくこととしております。

また、庁内の検討組織として、助役、教育長及び各所属長の21名からなる総合計画策定委員会、そして、その下部組織として、主任及び係長クラスの職員19名からなる総合計画策定部会を組織しまして、素案作成のための実務的な調査研究を行って、策定作業を進めていくこととしており

ます。

議会の皆様方に対しましては、適宜経過報告という形で素案をお示し申し上げ、ご意見を拝聴しながら、新町「まちづくり」のテーマである「夢・未来の創造 笑顔あふれる能登ふれあいの郷」の実現に向けて新町総合計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご支援いただくよう宜しくお願いしたいと思います。

次に、「志賀町観光町づくりプログラム」については、経済産業省中部経済産業局北陸支局からの委託事業により、財団法人日本総合研究所が計画を策定しております。

目的は、合併新町誕生を契機に、観光を通じて、町の活性化方策を調査・研究し、今後の町づくりに活用するものです。平成17年に実施されました国勢人口によりますと、日本の総人口は、減少していると予想され、また、石川県も戦後初の人口減少であると先般発表がありました。

当町におきましても、前回より1,606人の減少であります。今後、日本の人口は、少子高齢化の進展によって、ますます減少すると予想されております。当町では、町の活性化方策として、大和ハウス工業による志賀の郷の造成及び増穂浦キャンプ場等の多くの施設を整備しまして、通過型観光から滞在型観光へと図っておりますが、入込み客所謂、観光客の減少に歯止めがかからない現状であります。

今後、富沢議員さんご指摘のとおり、企業誘致による若者の定住促進、交流人口の増大による町の活性化を図ることが大変重要かと思っております。観光も以前の団体観光から最近ではグループによる少人数化へ、また、見る観光から体験する観光へと変化しております。

また、早稲田大学生による「町歩き調査」も、プログラム策定事業の一環でありまして、都市部の若者の視点から評価や提案していただいて、プログラム策定に反映させていくものです。

当町では、多くの観光資源がありまして、その資源を有機的に結び付けて、観光誘客を増大させるには何をどうすればよいのか、また、観光客は何を求めているのかを的確にニーズを把握して、そして今後の当町の振興策の重要政策として取り組んで参りたいと、このようにも思っております。

続きまして、当町が目指すグリーンツーリズムとはどのようなものかという質問であります。「グリーンツーリズム」は、農村・山村・漁村に滞在して、自然や文化、人々との交流を楽しむ旅のことでありまして、本町の豊かな自然や風景を楽しんだり、田植え、野菜や果物の収穫などの農作業体験などを行うとともに、民宿や農家に泊まって、地域の伝統文化や人々との交流を楽しむなど、従来の観光旅行とは一味違った心身のリフレッシュにもなるものと考えられております。

このようなことから、町の活性化に有効な施策の一つであると考えまして、旧富来町のメンバーを中心に「ときグリーン・ツーリズム研究会」が組織されて、体験ツアーの企画・運営を含めた実践活動が行われております。

また、これらの運営にあたり、とき実験農場を拠点として、体験プログラムやメニューの研究、会員同士の交流や情報交換が行われ、新規企画に向けた協議が行われるとともに、会員の募集や受け入れ態勢の強化を図っているところであります。

今後は、本町全体にこの輪を広げて、旅行業者とも積極的に連携しながら、観光立町としてふさわしいメニューを早急に作成し、交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。なお、またご提言いただきました、空き校舎等の再利用、空き家対策につきましては、色々苦慮する問題が多く残されておりますので、ご提言の趣旨も踏まえて、そしてできる範囲のなかで、有効に活用するよう努力してまいりたいと思っております。

続きまして、この都市計画道路地頭町線についてであります。

町の現在の取り組みと今後の整備計画をどうなっているかという質問でございます。

都市計画道路の地頭町線につきましては、主要地方道富来中島線の一部であることから、県施行により第一期工事が平成3年3月に着手されまして、平成14年3月に完成して、引き続き第二期工事に着手する計画であったわけではありますが、国の施策方針の変更に伴って「まちづくり交付金事業」と一体的に事業を進めることが、必須条件となってまいりました。

これに伴いまして、地元区、沿線住民、県、町関係者で勉強会を立ち

上げ、旧市街地のまちづくり策と活性化策を検討し、平成15年度には中心市街地活性化基本計画を策定したところであります。平成17年度は、実施に向けて、この基本計画を基に「まちづくり交付金事業」の基礎調査を進めているところでありますが、今後は、事業の促進を図るために、町としても県と共に一体となって、地元の意見を尊重しながら事業を進めていきたいと考えております。

できれば19年度ぐらいに事業着手にもっていききたいとこのように考えておりますので、宜しくお願い致したいと思っております。以上であります。

小田 芳治議長 ここで、暫時、休憩をいたします。

(休憩) (午前11時11分)

(再開) (午前11時19分 出席議員 30名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 桜井 俊一 君。

桜井 俊一議員 はい、議長。

平成18年第1回定例会におきまして登壇させていただきますが、私は、細川町長に志賀原子力発電所に係るプルサーマル計画について2点の質問をしたいと思います。

まず、1点目はプルサーマル計画に係ります広報体制と住民への周知体制です。

そもそも、プルサーマル計画とは原発の使用済み核燃料を再処理して取り出したプルトニウムを、ウランとの混合酸化物であるMOX燃料に対して再処理する計画であり、一昨年の12月に国の原子力委員会が計画の前提となる核燃料サイクル政策路線の維持を決定し、国内の電力各社が2010年頃の導入を目指すことになったものであります。

また、北陸電力は今月中にも志賀原発へのプルサーマル計画の導入に係る申し入れを地元にするのではないかと新聞報道も出ていました。

私は、エネルギー資源に乏しい日本であり、地球の温暖化現象ともなっている二酸化炭素の抑制など環境対策等も考えれば、受け入れる必要性もあるとは思っています。ただ、受け入れするといっても、それは事業者である北陸電力、そして、これを審査する国等が町へ安心感、信頼感を地元

の方々に確保できればの話であります。

また、正式な申し入れがあったからといって直ぐに受け入れするのではなく、議会は元より地元住民、特に区長等にもプルサーマル計画自体の説明と了解を得る必要があると思いますがいかがでしょうか。

住民は危険なプルトニウムとウランを混ぜたMOX燃料というだけで危険なものではないのかとの声で、私のところに質問する方も少なくありません。

通常の発電時でも一部の燃料はプルトニウムとなって、発電されている状態になっていることすら広報できていないと思っております。これらの広報体制と住民の安全に対する理解をどのように進める考えなのかお聞きしたいと思います。

次に、2点目と致しましてプルサーマル計画を導入した場合、地元である当町へのメリットがあるのかどうかをお聞きします。先日の新聞報道で、石川県の18年度当初予算額は、志賀原発2号機の核燃料税38億4千万円によって押し上げ、全国の都道府県最大の伸び率となったと出ていましたが、その反面、当町には目に見えた形での核燃料税の恩恵や配分もありません。

旧志賀町議会から何人もの議員が、全国の多くの立地市町村が都道府県から立地市町村へ配分をしている現状を鑑み、国内最大級となる原発の稼動に併せて、当町も県に配分をするよう強く、細川町長に要請していましたが、未だに実現・実行に至ってはいません。

これは、今後の大きな課題として今日はこれ以上、申しませんが、今日は、プルサーマル導入に関してのみを確認させていただきます。

プルサーマル計画についても、その推進を目的に2006年度までに計画を受け入れた自治体に対して、10年間で60億円を交付する制度の創設を打ち出したとも聞きますが、この自治体というのは立地市町村ではなく石川県であり、プルサーマル計画を受け入れしたからといって、これに関する交付税も都道府県であり、立地市町村には苦勞したメリットや安全対策に対する配慮は少ないとも聞いているのです。

それが本当なら、もし、プルサーマル計画を受け入れするとするのなら、

現時点では国策だから受け入れをすることになるのでしょうか。

お聴きしたいと思うわけであります。

これは国や石川県と十分協議して、住民の安全・安心のために苦勞している地元に十分なメリットがあるように進めるべきではないのでしょうか。

その考えもお聞きしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

12番 桜井議員さんの質問にお答えをします。

まず、ご質問は原子力発電所のプルサーマル計画についてであります。

この件につきましては、まだ北陸電力から正式な申し入れを受けておりませんので、とりあえず2点のご質問についてお答えをしたいと思います。

最初に広報体制についてであります。これまで当町においては、事業者はもちろんのこと、町としても国、県の協力を得ながら、能登原子力センターやこの4月から志賀原子力発電所環境安全対策協議会となりますが、前身の立地対策協議会の協力を得て、町民の皆さんに原子力に対する理解を一段と深めて頂くよう広報活動を行っているところであります。

プルサーマル計画につきましては、ご承知のことと思いますが、最近、玄海原子力発電所3号機での計画について、佐賀県ではこれを実施した場合にも、安全性の確保は図られる旨の発表がありまして、また、同県の立地町である玄海町の議会においてもプルサーマル計画の推進を内容とする意見書が可決され、同町では、安全協定に基づく事前協議について了解する意向を固めたと聞いております。

この地域では、平成16年5月に事業者より安全協定に基づき事前了解願いを提出されて以来、国主催によるシンポジウムや県主催による公開討論会を開催して、住民への理解促進に努めてきたと聞いております。

当町においても、先程申し上げましたように現時点では北陸電力よりプルサーマル計画について安全協定に基づく事前協議の申し入れはありませんが、いずれ申し入れがあった際には、議会の皆さんとも協議しながら対応したいと考えております。

次に、プルサーマル計画を受け入れた場合の当町のメリットについてありますが、現在の制度においては電源立地地域対策交付金の中での長期発展対策交付金においてMOX燃料による発電電力量の実績に応じた支援や更にまた、使用済MOX燃料の貯蔵量の実績に応じた財政支援があります。

また、ご指摘の新交付金については、まだ制度が確定した訳ではありませんが、国の方で創設を検討していると聞いており、その概要につきましてはトップランナー方式で、早く期限内で計画を受け入れた道県に対する交付金ということになります。

この交付金の制度について、国は原子力発電所のある現場でその推進に苦勞している我々立地市町村の現状を国の方は十分に認識しているとは云えないと私は思っております、全国原子力発電所所在市町村協議会の役員として、国の担当部局や国会議員の先生方に対して、立地市町村に配分するとともに、対象期限を撤廃するよう対象期限と言うのは先程申し上げましたトップランナー期限、いわゆる、18年度に受け入れを決定した県には60億の交付金があるといった。これはあくまでも国のまだ決定ではありませんけれども、こういった対象期限を18年度にするといったことをまず、撤廃しなさいと、それから立地市町村に配分すべきであると強く要請を行ってきたところであります。

いずれにしても、核燃料税にしても当町では県から配分を受けておらず、今度の新交付金にしても、仮にプルサーマル計画を受け入れたとしても交付金の配分を受けられる保証がないわけでありまして、当町においてプルサーマル計画の申し入れがあった際には、こうした点も十分考慮して、議会の皆さんと協議しながら対応したいと考えておりますので、議員各位におかれましても今後ともひとつ審議、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁と致します。

以上であります。

小田 芳治議長 続きまして、3番 下池 外巳造 君。

下池 外巳造議員 はい、議長。

おはようございます。

昨年9月1日の合併より早くも半年を迎え、執行部、議員各位におきましても、あわただしい日々を送られたかと思いますが、18年度予算も作成され、新町の本当の始まりとなる議会に3番議員の下池が質問をさせていただきます。

私の質問は「松くい虫の防除」について、質問させていただきます。

インターネットで検索しましたところ、石川県林業試験場「松くい虫特別防除の効果調査」(第3報)担当者 江崎功次郎、小谷次郎両氏の平成9年から14年度の調査結果のうち12年度業務報告によりますと、特別防除を実施している松林の被害本数は0.2%、被害在積は0.4%であり、これの対照区として実施していない松林の被害本数は67.5%及び55.0%、被害在積は70.2%及び61.5%であった。と業務報告がなされております。

以上の報告から推察しますと、「松くい虫」の被害のないところは、極めて少ないということではないでしょうか。

以上が石川県全域の調査であります。では当志賀町はどうでしょうか。上記のようなデータは、私は持っておりませんが、最近、街中の1本の松の木の立ち枯れが所々に見られるようになり、それもそのまま放置されております。

また、志賀浦地区の海沿いの特にひどい個所は、能登ゴルフ倶楽部の大津側は、一面松林が松くい虫により、枯れ果てている状態で別荘地にまで広がっております。

以上のように志賀町も年に2,500万以上の予算にて20年間、空中散布、地上薬剤散布、樹幹注入事業などを行い「松くい虫」の防除を行ってきたわけですが、その効果は顕著に表れているとは思いません。

「松くい虫」というのは、皆様もご存知のように、マツノザイセンチュウにより松の導管を塞いでしまうため、松の葉が急に赤くなって枯れてしまう病気です。マツノザイセンチュウは自分で元気な松まで飛んでいくことはできませんので、マツノマダラカミキリが松の元気な小枝の皮を食べる習性を利用して、松の木に移動します。

マツノマダラカミキリが媒介昆虫であり、マツノザイセンチュウが病原

体であるわけです。

マツノザイセンチュウは元々北アメリカにいたもので、北アメリカでは元気な松を枯らすことはないようで弱った松を少しだけ枯らすだけで、松もなくならず線虫もいなくなる仕組みだそうです。しかし、日本の松やヨーロッパ原産の松はマツノザイセンチュウにより枯らされるとのことです。

防除方法として、どのようなものがあるのか。

防除方法として、大きく分けて1番目に駆除法。駆除法とは主に閹倒駆除のことです。2番目に予防治法。予防治法とは空中散布、地上散布、樹幹注入などをいいます。3番目に生物防除。生物防除とは天敵微生物、天敵昆虫、鳥類の利用などがあります。

そこで少し変わっております生物防除説明をさせていただきます。

生物防除とは、自然界の天敵を利用するものであります。

カミキリの幼虫を捕食するオオコクヌスト、サビマダラオオホソカタムシ、寄生虫のクロアリガタバチ等があげられます。そしてこれらは大量増殖が可能になっております。しかしながら「実証実験では寄生率が低く、次世代の繁殖力を抑制する効果が少なかった。」とあり、被害軽減の素材として利用が可能とあります。

生物防除のもう一つとして、鳥類の保護利用があり、キツツキ類のアカゲラなどが挙げられております。効果としましては1羽で1日当たり64匹のカミキリ幼虫を捕食し、5haに1羽の密度で枯死率1%の松材であれば90%のカミキリ幼虫を捕食できると推定されるとのことです。

以上自然界の方策は、被害軽減の素材として利用が可能ですが、当志賀町においては、効果は期待できず疑問であると思えます。

では、徹底的に駆除防除を行うには。となりますと「伝染予防治法」と同じようにしなければ駆除は出来ないのではないのでしょうか。

毎年、薬剤の空中散布を行いながら、枯れた松の早期伐採処理を行い現在のように、ただ放置しているだけでは、大切な志賀町の松がなくなっていきます。

自然豊かな観光の町を維持するためにも大切な方策だと思うのですが如

何でしょうか。

是非検討していただきたいのは、松の所有者、管理者に松の大切さを認識していただき「松くい虫」におかされた松に対し、行政が注意を促し、また、処理については、補助金の利用、町からも助成を行い松の所有者、管理者の責任も含め費用の一部負担を求め、全体で「松くい虫」の駆除、防除の時期がきていると思うのですが、如何でしょうか。

18年度の予算も2,600万円あまりと、大変少ない予算であり財政が厳しい折ではありますが、志賀町の大切な松と松林の保全のため、何とぞ前向きな答弁を担当課長にお願い致します。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

どうも有難うございました。

小田 芳治議長 山本農林水産課長。

山本農林水産課長 はい。

只今の下池議員さんの松くい虫の防除についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、松くい虫による被害につきましては、当地域におきましては昭和54年頃から発生をしております。

現在実施している防除方法としましては、議員のご指摘のように薬剤散布、これはヘリコプターによる空中散布、そしてまた地上からの散布、それに伐倒駆除、これは薬剤くん蒸ですけれども、それと樹幹注入という3つの方法で行っております。

防除の効果を検証してみますと、薬剤散布及び樹幹注入が、効果があるということで、伐倒駆除については、駆除率が93%以上ないと病原体は減少しないというふうにいわれております。

また、過去の防除経緯を申し上げますと昭和60年以前に甘田海岸を中心に被害が発生し、当時は県営事業によるヘリコプター薬剤散布が住宅付近でも可能であったため、一時被害が停滞したと聞いております。その後、空中散布に対して薬害が懸念されるようになり、住宅付近の散布ができないこととなり、徐々に被害が志加浦方面へ拡大し、現在の状態にいたったものと思われま。

ご指摘のありました志加浦地区沿岸域につきましては、平成16年度に伐倒駆除事業を駆除率100%で実施したことによりまして、平成17年度の発生量は減少しており、引き続き、能登ゴルフ倶楽部の大津側、町道及び住宅地周辺について事業を実施しておりまして、平成18年度におきましても継続して、薬剤散布事業を実施していく考えであります。

南北に伸びる本町の海岸線一帯の松林は、保安林としての機能はもちろんのこと、貴重な観光資源でもあり、補助事業等を活用しながら重点的に松林の保全を図りたいと考えております。

今後の計画としましては、全区域を防除することは非常に困難ではありますが、保安林として重要な松林については防除を先行し、市街地や防除計画に載っていない区域については、個人での伐倒にも協力をお願いすることについて住民への啓蒙を図り、松くい虫の被害の拡大を防止していきたいと考えております。

なお、具体的な計画につきましては、平成19年度に防除計画の見直しを行い、三位一体改革にもとづく効果のある計画を作成したいと考えております。

以上答弁に替えさせていただきます。

小田 芳治議長 ここで、暫時、休憩をいたします。

(休憩) (午前11時44分)

(再開) (午前12時45分 出席議員 29名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい。

傍聴席がかなり寂しくなりましたが、午後の部をはじめたいと思います。

まず、最初に長提出議案に対する質疑です。

町長は提案理由説明の中で、このままの推移で人口減少が続けば、本町の10年後の人口は2万人程度の町になるのではないかと大変憂慮されております。一昨年9月、志賀町・富来町合併協議会で出された、「新町まちづくり計画」によりますと、平成26年度の目標人口を22,000人

としております。3日に出された「過疎地域自立促進計画」では20,900人となっております。

新町まちづくり計画では、合併後は若者定住に向けた施策や少子高齢化対策をより強力で推進していくことにより、現状の人口減少傾向の抑制を図るとあります。

言葉の違いはあっても、わずか、1年間の違いで、この1,000人から2,000人といった大幅なマイナス修正は、どこから出てきたものなのでしょうか。2,000人といえば、大変大きな違いです。

10年後の人口目標を22,000人と設定するのか、或いは成り行きに任せて20,000人とするのかでは街づくりに大きな違いが出てきます。

今後10年間の政策を考えていく上で、課題によっては政策変更も考えていかなければならないと思います。この2,000人も違ってきた根拠はなんなのかについて質問します。

それでは、引き続き、町政に対する一般質問に入っていきます。

最初に除雪対策についてと、農作物の雪の被害はあったのかについてお聞きします。

「平成18年豪雪」と命名された全国的な大雪、志賀町では犠牲者もなぐたいしたことがなかったとはいえ、昨年からの大雪にはこたえました。私の住む地域は未だに雪が残っております。皆さんは、おそらく想像がつかないことと思います。

さて、昨年12月中旬からの大雪は、町政にとっても大きな反省を迫り、また、そこから得る教訓も大きかったのではないかと思います。これはきちんと総括し今後の教訓として生かしていかなければならないと思います。

除雪に対して様々な、不満や批判が私の耳にも入ってきていますので、町の担当課のみなさんも当然聞いていると思います。地域の人からの電話で、私も何回か現場を確認に行ったことがあります。地域の主な声を拾ってみますと、除雪車両運転の技量に関する指摘、でこぼこになっていて走りにくい、また、除雪車の出動する積雪基準と出動時間、これに対しては遅いという指摘がかなりありました。

また、地域の防災避難所と指定されている場所が除雪されていない、或いは除雪のやり残し、また、除雪車両が大きくて入っていけない町道の除雪がほったらかしになっている。学校付近の除雪についての苦情等が挙げられます。さらに細かいことは、1月に開かれました生活環境特別委員会で各委員が指摘した通りです。

今年度は、合併した初めてのシーズンであり、旧両町で除雪車が出るときの積雪基準に大きな違いがあったこと、また、旧富来町における豪雪地帯とまではいいませんが、よく降る場所等に対して、責任者の認識が若干甘かったのではないかと私はみております。

今後の対策として、シーズン前に除雪の対策会議を持たれていることは私も承知していますが、今回のことをきちんと総括し今後にいかすこと。更に除雪予算については、大雪の年には担当課に予算の心配をさせない配慮が大切です。

町長の考えを聞きます。

更に、全国各地では大雪のせいで、農作物等に多大な被害が出ておりますが、当町ではどうだったのかもあわせてお聞きします。

2番目に消防水利の確保と県道富来・輪島線の拡張についてであります。

この件につきましては、1月17日、鷓野屋地区で住居兼工場が全焼するという不幸な出来事がありましたので、消防の水利確保という点から取り上げざるを得ません。

大雪の後で、ただでさえ一番狭い区間の途中で火事があり、いち早く現場に駆けつけた町長もその不便さを実感し、早急な道路の改良と消防水利の確保を考えたのではないのでしょうか。一番弱いところに光を当てることが本来政治の役目です。

県道富来・輪島線については、5年間5,000万円の予算で26箇所改善するということで動きだしています。輪島から旧富来町まで走ってみればわかりますが、車線が1車線のところは穴水町では、旧上中小学校前の数百メートルのみで、他の90%以上は旧富来町地内です。

この路線は、これまでに稗造自治会が毎年拡張を要望してきた道路でもあります。町もさらなる後押しをして、道路が狭いため混乱して災害現場

までたどり着けないといった事態のないようにすべきであります。

また、防火水槽は整備されつつありますが、全町的に見渡してもお世辞にも整備されているとはいえませんので、今後重点的に整備すべきです。

火事の現場を見た町長の率直な感想と整備に対する考えというより、意気込みを聞きたいと思います。

3番目に旧門前町大釜地区の産廃廃棄物処分場問題についてであります。

事前に生活環境特別委員会で、その概要は聞いてはいましたが、実際に旧門前町長が記者会見し発表されたのを見るとやはりショックでした。いわゆる産廃のような迷惑施設は首長が命を張って反対した岐阜県御嵩町なり、町が反対運動の先頭に立って阻止している岡山県吉永町の例は聞いておりますが、合併まじかの町長が町として誘致したという話には開いた口がふさがりません。あぜんとするばかりであります。

近年は漁師がきれいな海を守るために、山に来て木を植える時代です。網も自然に戻る材質が使われる時代です。また、能登半島は海草の種類も多く、あちこちの海岸で取られています。

何か事業をするときに必ず環境を考慮に入れなければならない今日において、旧門前町長が誘致を表明したとは、何たる皮肉でありましょうか。

ごみがなぜ問題になるのか。少し詳しく見ていながら反対の根拠を明らかにしていきたいと思います。

いわゆる、日本は資源の消費量にしてもごみの出し方にしてもアメリカについて世界の2番目です。産業廃棄物が4億トン、一般廃棄物、いわゆる事業系と生活系あわせて5,000トン出ています。ごみの中身を見ていきますと、ごみの92.5%は私たちが手をつけることのできない世界で動き回っている産業廃棄物と事業系ごみといわれています。私たちがちまちまとあるいは健気に努力して関与できるのは日本全体の廃棄物のたった7.5%で、さらにその中の一部だけだそうです。

更に直接関係する家庭用ごみにしても、その半分以上は私たち自身に選択の余地が乏しい「使い捨て型」商品として、ごみとして出さざるを得ない物です。

処分場には、安定型処分場と管理型処分場があります。言葉だけ聴いて

いますと両者とも安全性を保つように聞こえますが、そういう意味でこの言葉は使われているわけではありません。

安定型処分場には入れられる廃棄物の種類には一応の限定、安定5品目といわれているものがありますが、管理型処分場には特別な物を除き限定がありません。従って有害物質がたっぷり混ざった廃棄物として埋め立てされるといいます。

管理型というのは構造基準や管理基準を厳しくして、管理を怠ることのできないような物を埋めますよということです。管理型処分場には様々な有害物を入れてもいいわけですから、例えばダイオキシンがたっぷり入った焼却灰も入れていいし、有害な化学物質がいっぱい混じった物も入れていいわけです。今問題となっておりますアスベストも今後捨てられないという補償は全くありません。また、ごちゃ混ぜにして捨てるわけですから、技術者が予測することのできないことが現実に全国の処分場で起きてきています。

それでは管理型処分場での問題事例をいくつか見ていきたいと思います。

管理型処分場では、素掘りの穴の側面全体に、地下水への汚染を防ぐためにゴムシートを張るわけです。だが、このゴムシートは永久に持つものではなく、ゴムシートの材質の問題、工法の問題、それに工事中の破損やごみ自体の重みで穴があいたりといろいろな問題を含んでおり、管理型という名に値するような技術を持ち合わせておりません。

秋田県能代市では産廃処理をしていた民間会社が倒産し逃げてしまった。汚水がもれていて止められない。今その後始末を秋田県が背負い込んでいる。国の補助金と県の予算で、これから何十年、汚水漏れの止まらない処分場の面倒をみていかなければなりません。

福島県いわき市では処分場の周辺からダイオキシンが数箇所検出されています。ここは裁判沙汰となっています。

愛知県津島市の市の処分場では、2重構造のシートを敷いて、漏れたらすぐ検知してそれを補修するという最先端の遮水シートをしいたにもかかわらず、埋め終わる前から汚水漏れが判明したという例もあります。

コンクリートなら言いかといえますと、やはりこれもコンクリートの耐

用年数を過ぎるともろくなり、その隙間から有害物質が漏れるという事件がかつて鹿沼市のキャノン工場で起きています。

仮に大釜地区で産廃処分場ができた場合、将来において被害を受けるのは、旧富来町の前浜、笹波地区をはじめとする西浦地区が最大の被害地区となります。また、大福寺地区もそういう意味ではかなりの心配の聲が挙がっています。どういう状況が待ち受けているかは想像してみてください。

町長は提案理由説明の中でも、あえて地球環境を守る資源循環型社会の形成などの課題に的確に対応していきたいと抱負を述べています。そこで、今日の前に突きつけられたこの産廃問題に町長としてどういう対応をしていくのかお答え願いたいと思います。

最後に1月26日の2号機の停止問題についてであります。

1月26日、北陸電力は試運転中の2号機において、緊急炉心冷却装置の一部である「蒸気供給隔離弁」が閉じなくなるトラブルがあり、原因調査のため手動停止したと発表しました。

更に、「今回は志賀原発2号機の営業運転へ万全を期すため停止した」としています。これは、安全を考えてというよりも、むしろ2号機営業運転第1との判断が大きく働いているとみられます。

2004年5月にも、1号機において、今回と同じようなトラブルが発生しています。このときは、トラブル箇所が格納容器の内側にあったため、トラブル箇所を確認できないにも関わらず、運転を停止しておりません。県も立ち入り調査をしながら確認をしておりません。このときは、私も県に対して運転を止めて確認をせよと県の環境安全部長に迫りましたが、県は北電の姿勢を追随しました。

この同じような2つのトラブルを見ていると、運転を止めるか止めないかは、住民の安全よりも経済性を優先して決めているとしかいいようがありません。試運転だから止めても痛くないというところでしょうか。原発を1日止めると1億円の損失になるといわれております。ちょっとしたトラブルなら住民の安全性よりも経済性を優先しようという姿勢があります。こういうことで果たして住民の安全が守られるのでしょうか。

同じようなトラブルに対する対応の違いについて町長の見解を求めます。

現在、ライブドア事件で、耐震強度問題が影に隠れたようになっていますが、北陸電力も1号機建設の時、JIS規格違反の鉄筋を使った前歴があります。納品した大谷鉄筋は既に倒産しています。

この件に関して、隠れてしまうから問題ないというようなコメントが北電よりあったかと思えます。その後もインバーターの漏電で再循環ポンプが自動停止して以来、毎年何らかのトラブルが発生し、その度々に町も抗議したことがあると思えます。

このような会社ですから、ここは一段と厳しく対応せねばなりません。また、担当職員の教育も今まで以上に必要です。過去のトラブルについての認識も不足しているように見受けられます。原発に立ち入り調査をしてもそれがわかるような専門教育をなすべきであります。

今後出てくるのはトラブル、或いは事故しかないのですから、きちんと対応策を考えておかないと取り返しのつかない事態になりかねません。

町長は、平成11年の12月議会で、小泉議員の「原発事故時に速やかな対応ができる体制になっているのか」という問いに、町長の判断で停止させることも考えると答弁していますが、実際に事故時には志賀原電の所長に命令して停止させることができるのか、そのことに対しましては、できるかできないでお答えをお願いします。

更に、加えて、3月2日の日経新聞の原発定期検査廃止への記事についての考えを聞きたいと思えます。3月2日の日経新聞1面トップ記事の「原発定期検査廃止へ」の記事は、電力業界の要請を受けて経済産業省が検査制度を見直す方針を出したものです。

だが、北陸電力も含めて各地の原発の運転実績をみていると、どの原発も毎年のように大小は別にして多くのトラブルを起こしています。そのことが、日経新聞すら定期検査の見直しについては、原発立地の地方自治体からは慎重論がでそうだと記事を結ばざるを得ないのです。

各自治体と電力会社の信頼関係は微妙と言えます。東電のプルサーマル実施計画に対して、新潟県知事は「地元との信頼関係を損なう」と発言していますし、福島県知事は「実施はありえない」と言明しています。

更に、定期検査廃止ともなれば、どういう発言が出てくるかは容易に想

像がつかます。

当町にしても、この間の北陸電力の運転実績を見れば、はいそうですかと引き下がるものではないと思います。この件については、定期検査の充実を図ることを求めることはあっても、廃止するという事に同意できないと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

以上を持ちまして、私の質問を終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

10番 堂下議員さんの質問にお答えをいたします。

まず最初に、当町の人口推計について、提案説明と新町まちづくり計画とで2千人の違いがあるが、その根拠はと言う質問であります。

この件につきましては、先の提案理由説明の際には、少子高齢化の進展、若年層の都市部への流出、更には全国的に人口減少傾向が続くであろうと予測される背景のもと、平成12年国勢調査人口に対する平成17年国勢調査速報値の人口の減少数から判断される将来人口について、このまま安易に推移すればという、危機感を持って約2万人程度となると提案理由の中で述べたものであります。

今回の国勢調査には、平成11年から進められてきた志賀原子力発電所2号機建設工事の終焉の時期と重なったことが大きな要因となっております。急激な人口減少傾向が一時的に現れているものと考えられます。

これから策定する志賀町総合計画に係る人口指標につきましては、本年中に発表される平成17年度国勢調査数値に置き換えることとなりますが、あくまでも新町まちづくり計画で掲げた22,000人を目標にして、企業誘致等を進め、若者定住施策や少子高齢化施策を強力に推進してゆきたいと考えておりので宜しくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、除雪対策についてであります。近年にない大雪、そして12月中旬での降雪と言うことで大変心配をいたしておりましたが、本町では大きな事故もなく、この時期を迎えられることを喜んでいる次第であります。

ご質問の除雪対策であります。地域状況の把握はもとより、降雪状況

及び路面状態も随時確認しながら、適切な出動指示を行って参りましたが、町民各位からのいわば苦情も聞き及んでおるところでもあります。切実なご意見として真摯に受け止め、議員皆さんにもご承知の助役を本部長とする除雪対策会議に、見直しすべき点は見直しをして今後も安全、迅速、丁寧を基本に、幹線道路から順次、集落内の除雪を指示して参りたいと思っております。

また、除雪体制でございますが、本庁職員及び支所職員に各地域を担当させ、ともに迅速な指示を行っておりますので、本部長以下の組織体制はこのまま維持していきたいと思っております。

続いて、予算面であります。本年度は豪雪扱いで、国費で3百万円の補助を頂きましたが、通年ですと、全額一般財源扱いであります。当然、年頭には予算はありますが、除雪に関しては、町民の生命財産はもとよりライフラインの確保が最優先でありまして、担当課に除雪に関しては予算の心配は全くさせていないと思っておりますので、今後とも適正な執行に務めたいと考えておりますので、更なるご理解とご協力をお願いいたします。

尚また、農産物等への被害についてであります。本町では幸いにも大きな被害は報告されておりませんが、今後とも羽咋農林総合事務所やJA等の関係機関と連携を取りながら、耕作者等への指導、啓蒙に努めたいと考えております。

続きまして、消防水利の確保と県道富来・輪島線の拡張の件についてであります。まず消防水利の質問についてのお答えをしたいと思います。

質問にお答えする前に、本年に入りまして、既に2件の火災が発生しており、住民の大切な財産が失われたことに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回、御質問にあります1月17日、鵜野屋地内で発生しました住宅兼作業場の火災ですが、隣接する家屋が無かったことと、雪解けによる河川の水量が多かったこともありまして、現場に到着した各消防ポンプ車及び自警団の小型ポンプ共に消火活動を行っている状況を見まして、消防水利の整備は、極めて重要な施策の一つと改めて実感させられており

ます。

本町におきましては、平成18年度以降は、新町まちづくり計画にありますように、年間3基ずつの防火水槽を設置する計画であります。

なお、設置場所におきましては、地元要望もさることながら、広域圏消防による全町を視野に入れた、消防水利の充足率の低い地区から鋭意設置してゆく所存でありますので、宜しくお願いしたいと思います。

続きまして、県道輪島富来線の拡幅についてであります。

旧富来町において、町と稗造自治会とで石川県に対し継続的に県道輪島富来線の改良を要望してきました。石川県はこれまでに、今田・切留地区の一部を2車線化し、現在、楚和地区で工事を実施しております。

しかし、社会をとりまく環境の変化などによって、従来型の道路整備への制約から2車線にこだわらず、待避所の設置や、見通しの悪いカーブ区間の改良といった小規模な工事を行う1.5車線的道路整備によって走行性、安全性の改善を図る手法に転換をしております。当該道路も現在の道路を活用しながら現地の状況にあった道路整備について、地域自治会と石川県、志賀町の3者で協議を行い、1.5車線的道路整備を取り入れることとして、平成17年度にみちづくり協議会を設立しまして、協議会によって事業スケジュールがまとまり、平成18年度から順次整備を進めることと致しております。

今後もまちづくり協議会において、災害時における交通体系を含めた協議を進めながら短期間で事業効果を上げるために地域と連携を密にして、積極的に事業に取り組みたいと考えております。

続きまして、旧門前町大釜地区の産廃処分場問題についてであります。旧門前町で建設計画が発表されました産業廃棄物処理場については、事業計画者である「タケエイ」が、輪島市、石川県と協議を行いながら建設計画を進めるとこのように聞いております。

まだまだ計画段階でありまして、コメントできる状況にはありませんが、事業概要から、埋立処分場から出る浸出水の放流河川や海岸、アクセス道路など志賀町西浦地区を通ることが考えられるわけであります。

これらのことを含めて、埋立処分場に管理について廃掃法、いわゆる、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、「産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準」により厳しく管理されています。

これを遵守することはもとより、情報開示を求めて、地元区民に不安のない対応をするよう指示して行きたいと考えています。また、これから実施される環境アセスメントを含めた実施計画の段階から、十分な注意をはらって行きたいと考えています。いずれに致しましても、石川県や輪島市に対しまして事業申請が行われていない現状でありますので、今後も関係機関と連絡を取り合い、注意深く対応して行きたいと考えております。

次に、この志賀原子力発電所の運転停止問題と定期検査の問題についてであります。原子力発電所の事故時の停止については、国の法律により運転については厳しい制限が設けられておりまして、原子力発電所の立地市町村の判断で原子炉を停止するといったことは法律で明記されてはおられないわけでありまして、安全協定でもそういった協定は結んでおりませんので、私の判断で強制的に原子炉を停止することはできないものとなっております。しかしながら、志賀原子力発電所での事故の発生や有事の時等、原子炉が稼動することによって町民に大きな不安を与える状態が続いた際には、町の安全・安心のためにも、事業者はもとより、国、県に対して運転の停止について申し入れして参りたいと考えております。

私としては、過去に1号機で再循環ポンプの1つが停止した際に、発電所の停止を申し入れたこともありますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。また、これに関連して担当職員の教育についてであります。これまで原子力に係る担当職員を配置しまして、各種の専門研修に派遣して育成を図ってきているところであります。原子力分野といっても、原子炉工学、機械、電気、放射線等の各専門分野があって非常に裾野が広く、全ての分野について専門というのは当町のような小さな自治体では限界があるかと思っております。

当町では、トラブルの発生時には、国の原子力保安検査官事務所が当町のオフサイトセンターにありますので、これまでも国や県等とも連絡を密にしながら、立入調査等を実施して対応しているところであります。議員さんのご指摘にもありますように、今後、担当職員の専門研修を充実

させるとともに、担当課の職員にも専門研修を行わせて、トラブルの発生に対応して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、定期検査廃止の記事についてであります。国の方に確認したところ、国では平成15年10月の新検査制度の導入から2年強が経過したことから、この間の事業者、規制当局の取り組み状況を検証し、安全確保の一層の向上を図るために、検査制度の改善に向けた検討を行うことを目的として、昨年11月から原子力安全・保安部会「検査の在り方に関する検討会」にて検討を開始しているとのことであります。

新聞記事についてはその検討会の議論の一部が報道されたのではないかと考えられますが、廃止という結論は出ておりませんし、国では今後、各方面の御意見を伺いながら検討を行っていく予定としておりまして、本年6月を目途に中間とりまとめを行うことを予定しているが、現時点でその内容は固まっていないとのことでありまして、来年の通常国会に関係法の改正を出すかどうかについても当然決まっていなと聞いております。

私としましても、定期検査が仮に廃止ということは、町民の安全確保の観点からも賛成することはできませんが、国では安全確保の一層の向上を図るため、検査制度の改善に向けた検討を行っているとのことでありますので、国の状況を見守ながら、原子力発電所の安全性が後退することの無いよう、検討状況によっては国に安全確保を最優先にするよう強く要請して参りたいとこのように思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。

以上であります。

小田 芳治議長 続きまして、1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい、議長。

私は、今3月定例会に際しまして、農業に対する施策、そして原子力発電所に関連した質問をさせていただきます。

まず、農業に対する施策について、お尋ねを致します。

平成19年度より農林水産省は「品目横断的経営安定対策」という施策を実施していくそうでございます。

その施策の中身は、これまでのものとは全く異なり、「意欲と能力のある担い手」、担い手とは、認定農業者と一定の条件を備えた集落営農を指すそうでございます。

けれども、その担い手に対象を限定して支援をしていくことになっております。何年か毎に支援施策が変わり、農家は思い切った投資がやりにくい状況にありましたのに、今回、この施策が実施をされますと、担い手とは認められなかった意欲と能力のある兼業農家の方々は農業を営むことが、非常に厳しい状況になると思いますし、農家が益々農業から離れていくようにも思われます。

国の方では、食糧自給率を向上させると言っているのに、相反する状況になっていくような気が致します。

町行政として、このような施策とは違う角度から町独自の長期的に安定した施策でもって、関係団体と協力しながら全農業者を支援していけないものでしょうか。担当課長にお尋ねを致します。

次に原子力発電所の定期点検について、お尋ねをいたします。

この質問は先程の堂下議員さんの質問とも、かなり似通った面がございますので、私の方は担当課長の方にお尋ねを致します。

3月2日、そして3月6日の新聞報道で経済産業省は、原子力発電所に対しまして、国の定期点検を廃止し、電力会社の計画に基づく自主検査に変える方針であるとありましたが、こういう方向へ向かいますと原子力発電所立地町或いは近隣の市町に暮らしておられる方々、私達も含めまして発電所に対する不安な気持ちが増大していくものと考えます。

行政又は電力会社に対しまして、不信の念を抱かれることも懸念されます。そうなりますと、今後の原子力発電所の施策、計画等々におきまして、否定的な思いを持たれる方々が増えていくに違いありません。

町行政としましては、国に対しまして引き続き、これまでのように定期点検を続けていくよう強く訴えていくべきだと考えますが、課長はどうお考えになられますか、お尋ねを致します。

最後に、使用済み核燃料税について、お尋ねをいたします。

以前、この税につきましては、ワーキンググループを設置し、導入を検

討していくという町長のご答弁があったかと思いますが、その後、どうなっているのでしょうか。

また、ワーキンググループとは、どの課に属しているかもお尋ねを致します。

全国に先駆け志賀町が提案をした、この「使用済み核燃料税」そろそろ導入をされても、良いのではないかと考えますがどうでしょうか。

担当課長にお尋ねを致しまして、私の質問を終わります。

小田 芳治議長 山本農林水産課長。

山本農林水産課長 はい。

今程の南議員さんのご質問にお答えを致したいと思います。

農業施策についてでございます。

昨年11月に発表されました平成19年度から始まります経営所得安定対策等大綱の中の「品目横断的経営安定対策」につきましては、農家人口の減少や高齢化の進行、並びに耕作放棄地の増加等の要因により、担い手の育成・確保が農業の緊急の課題となっていることから、地域農業を担う、意欲と能力の有る個別経営、法人経営、これらを育成確保することが必要との考えから策定されたものであります。

議員ご指摘のとおり、これまでの日本農業を支えてきた兼業農家にとっては、非常に厳しい内容となっております。

しかしながら、諸外国からの農産物の輸入圧力や米の需要量の減少、価格の低下が予想されるなかで生き残っていくには、担い手中心の農業形態を確立し、コスト削減に努めなければならないと考えられております。

このようなことから、県や町といたしましても、これまで地域農業を支えてきた兼業農家の方々のことを考えますと、断腸の思いではございますが、国の施策に準じて認定農業者の育成や集落営農に取組まざるを得ない状況となってきております。

町の財政状況を考えますと、全農業者に対する支援は大変厳しいと思っておりますので、地域ぐるみの営農活動をお願いしたいと考えております。

しかしながら、何らかの形で農業者に対する支援は必要との考えから、将来展望を持った助成策を早急に検討していくつもりでおります。

平成16年度から始まりました産地づくり対策におきましても、国の交付金の枠外については、町の一般財源で補填し、転作も推進してきました。

19年度以降の生産調整に対する支援策につきましても、検討していく所存でありますのでご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

小田 芳治議長 藤沢生活安全課長。

藤沢生活安全課長 はい、議長。

原子力発電所の定期点検についてのご質問でございますけれども、先に堂下議員の質問に対して町長の答弁にもありましたとおり、国では平成15年10月の新検査制度の導入から2年強が経過したことから、この間の事業者、規制当局の取り組み状況を検証し、安全確保の一層の向上を図るため、検査制度の改善に向けた検討を開始しているものであり、現時点でその内容は固まってなく、来年の通常国会に関係法の改正を出すかどうかについても決っていないのが現状であります。

従いまして、定期検査の廃止が事実であれば、ご指摘の通り町民の不安や不信が懸念されるところでありますが、現状は安全確保の一層の向上を図るため検討中ということですので、先程、町長が述べましたように、原子力発電所の安全性が後退することの無いよう、検討状況によっては国に安全確保を最優先にするよう強く申し入れたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

小田 芳治議長 中田税務課長。

中田税務課長 はい、議長。

南議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

使用済み核燃料税の導入検討につきましては、その後どうなっているかというご質問であったかと思えます。使用済み核燃料税についてはご承知のとおり、新潟県柏崎市が平成15年10月より法定外目的税、鹿児島県川内市が平成16年4月に法定外普通税として課税しております。

また、先般、四国電力伊方原発の立地町である伊方町が「使用済み核燃料税」導入について検討しているとの新聞報道がありました。

当町としましても、平成17年6月に旧志賀町で新税検討ワーキンググ

グループが中間報告を行っております。その中間報告を基に今後さらに検討を要すると考えております。

中間報告では、「原子力発電所との共生を目的とした施策」を図りながら、暮らしやすい豊かな町づくりを目的に、新たな財政需要に対応すべく財源確保をするために法定外新税を導入し、財源とすることを位置づけして、次のとおり提言報告されました。

ひとつ新税の創設は二重課税にあたらないが、但し、三法等との併用事業との財政需要は認められないので留意するというものであります。

2点目に目的税を前程としますが、新たな財政需要を見極めたうえで導入を図る。

3点目に導入時期についてであります。平成20年度課税を目標として検討する。

4点目に納税者の理解を得るように努めるという4点であります。

しかし、導入時期につきましては、平成19年度から旧志賀町分は交付税不交付団体になることから、新たな財政需要と志賀原子力発電所2号機による固定資産税の大幅な伸びから、国、総務省等の判断を踏まえて、検討しなければならないというふうに思われます。

どの課が担当しているかというご質問であったかと思いますが、従来、グループ長は税務課が担当しております。これに向けて実施ということになりますと横断的に組織を再構築しなければならないというふうに思っております。

以上答弁とさせていただきます。

小田 芳治議長 1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい。

農林水産課に再度お尋ねを致しますけれども、町として国の言う担い手と認められてない農家を、担い手の仲間に入れるような方策があるかないか、それだけお聞きします。

小田 芳治議長 山本農林水産課長。

山本農林水産課長 はい。

今程の質問のお答えですけれども、町と致しましては極力、担い手に

なっていたきたいというようなことで、これまで集落を周ったおりの営農座談会等の折にお願いをしてきたところでございます。

尚また、県につきましても、県は基本的には、初年度、要するに平成19年度でございますけれど、できれば50%以上が担い手、或いは集落営農に取り組んでいくような努力をして欲しいというようなことでございます。

町としてもそれに準じて、それぞれ地域の実情といいますが、それぞれほ場等の状況・条件等が違いますので、一概には申しませんけれども、現在のところそれに向って何とかしなければいけないのかということで取り組んでおるところでございます。

小田 芳治議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第4．予算特別委員会の設置及び委員の選任並びに

町長提出 議案第79号ないし第89号

(委員会付託)

小田 芳治議長 次に、予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

議案第79号ないし第89号、平成18年度志賀町一般会計ほか10会計の予算につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号ないし第89号、平成18年度志賀町各会計予算は予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。

ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり、選任することに決しました。

ここで暫時、休憩をいたします。

(休 憩) (午後 1時35分)

(再 開) (午後 1時40分 出席議員 29名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、予算特別委員会で正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

予算特別委員長 大根 明 君。同副委員長 堂下 健一 君、以上のとおり、選任されました旨、報告がありました。

日程第5 . 町長提出 報告第1号ないし第3号及び議案第1号ないし第76号、
議案第78号、議案第90号並びに請願第1号

(委員会付託)

小田 芳治議長 続いて、平成18年度志賀町各会計予算を除く全議案を、お手元に配布のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(休 会)

小田 芳治議長 次に、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明9日から16日までの8日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、明9日から16日までの8日間は休会することに決しました。

次回は、3月17日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 1時41分 散会)
